

(1) ともに支えあう福祉社会を実現する

- ① 地域福祉の充実 74
- ② 障がい者福祉の充実 75
- ③ 高齢者福祉の充実 76

(2) 健康づくりや地域医療を充実する

- ① 健康の保持・増進 77
- ② 地域医療の充実 78

(3) 市民生活の安全・安定を確保する

- ① 危機管理体制の充実 79
- ② 消防・救急体制の充実 80
- ③ 防犯・交通安全対策の推進 81
- ④ 安全・安心な消費生活の推進 82
- ⑤ 就業機会の確保と労働環境の向上 83



2 安心して暮らせるまち

(1) ともに支えあう福祉社会を実現する

① 地域福祉の充実



基本方針

地域社会の福祉課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、住民一人一人のできることの実践(自助[※])、制度化された相互扶助(共助[※])、公的な福祉サービス(公助[※])に加え、住民相互の支えあい(互助[※])による地域づくりを推進します。

また、生活困窮者など複雑かつ複合的な課題を抱える人を支援するため、地域の様々な資源を活用した包括的な支援の充実を図るとともに、生活保護制度の適正な運用に努めます。

施策の方向性(現状と課題)

● 地域福祉の総合的な推進

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、認知症などで生活支援を必要とする人が増えています。

また、近年、ひきこもりや犯罪・非行からの立ち直り、虐待への対応や判断能力に不安のある方への支援など、地域社会が抱える課題は複雑化・多様化しています。

そうした状況の中、地域福祉の担い手の発掘と育成、相談支援体制や地域での見守り体制の充実、一人一人のニーズに沿った支援など、地域包括ケアシステム[※]の深化に向けた、地域福祉の総合的な推進が大切です。

● 地域福祉活動の拠点づくり

本市の地域福祉の中核的施設である総合福祉会館は、バリアフリー[※]化を含む大規模な施設改修にあわせ、地域課題に関する相談機能の強化及び福祉団体をはじめとした各種団体間の交流の場の充実を図りました。

今後は、社会福祉法人やNPO法人[※]など幅広い事業者[※]の地域福祉活動への参加を促進し、各地域においても拠点づくりを進めていく必要があります。

● 自立支援・生活援護の推進

生活困窮者や生活保護世帯が抱える複雑かつ複合的な課題に対し、多様な社会資源を活用しながら、自立支援や生活援護など包括的な支援体制の構築に取り組むことが重要です。

また、高齢化の影響もあり、医療扶助費が増加傾向にある状況を受け、医療・健康データに基づく健康管理を実施し、医療扶助費の適正化を図るなど、生活保護制度の適正な運用を進める必要があります。

※SDGs該当項目:

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

※自助:

自分でできることは自分で行うこと。家族同士での助け合いも含む。

※共助:

互いに助け合うこと。地域福祉分野においては、社会保険のような制度化された相互扶助を指す。

※公助:

行政が公的責任において支えること。

※互助:

地域福祉分野においては、近隣での助け合いやボランティアなど制度化されていない相互扶助を指す。

※地域包括ケアシステム:

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制。

※バリアフリー:

主に建築上の障壁(バリア)を除去するという意味で使われるが、高齢者や障がい者などのために物的環境のみならず、精神的・制度的にも、自由に社会参加できるよう生活や行動に不便な障害・障壁を除去することを指す。

※NPO法人:

「NPO」とは、Non-Profit Organizationの略称。NPO法(特定非営利活動促進法)の規定によって法人格を取得した法人のこと。

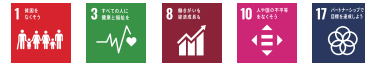
※事業者:

個人及び法人の民間会社に加え、公益法人なども含む。

② 障がい者福祉の充実

基本方針

障がい[※]のある人が地域住民の一員として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉、医療、教育、就労等の関係機関と連携・協力し、日常生活や地域生活の支援の充実を図るとともに、社会参加に向けた自立の基盤づくりに努めます。



※SDGs該当項目：

- ❶ 貧困をなくそう
- ❸ すべての人に健康と福祉を
- ❸ 働きがいも経済成長も
- ❶❶ 人や国の不平等をなくそう
- ❶❶ パートナリーシップで目標を達成しよう

※障がい：

本市では、人を意味する場合には、「障がい者、障がいのある人」とひらがなで表記している。なお、法令や固有名詞などは「障害」と漢字で表記している。

施策の方向性（現状と課題）

● 障がい者の日常生活支援の充実

障がい者の高齢化や障害の多様化・重度化が進む中、障がい者が抱える課題やニーズも多様化しています。

障がい者の自立・安定した生活の実現に向けて、多様な主体による連携・協力のもと、障がい者基幹相談支援センター[※]を中心に相談支援体制の充実を図るとともに、適切な福祉サービスの利用に向けた支援を行うことが重要です。

障がいのある子どもについての相談・療育支援ニーズが多種多様化する中、こども療育センター[※]は、福祉型児童発達支援センターへの移行に伴い、通園療育の対象を就学前の障がい児全般に拡大しつつ、障害特性や発達段階に応じた療育支援を行っています。療育支援の充実を図るため、関係機関との連携強化による支援体制の拡充を進めることが課題です。

● 障がい者の社会参加の促進

障がい者や障がい者施設の活動を広く知ってもらうため、ふれあい作品展やふれあいスポーツ教室などの事業を実施しています。

また、障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者差別の解消をはじめとした障がい者コミュニケーションに係る様々な取組や、合理的配慮[※]の提供を推進しています。今後も、手話言語のさらなる普及や障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保などを通じ、社会参加の促進を図ることが重要です。



卓球バレー体験

※障がい者基幹相談支援センター：

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害・知的障害・精神障害に係る相談支援業務を総合的に行うセンター。

※こども療育センター：

児童福祉法で定められた福祉型児童発達支援センターで、療育を必要とする就学前の子ども等に、保育を通じて、発達段階や特性に応じた発達支援と、各家庭の状況に合わせた育児支援を行っている。また、診療所では、運動面や体幹機能に障がいがある肢体不自由児に療育を行うとともに、言葉が遅い、落ち着きがないなど、子どもの発達や成長面に対する支援を行っている。

※合理的配慮：

障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために行われる配慮のこと。なお、障害者差別解消法では、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、行政機関などは合理的な配慮をしなければならないと規定されている。

※SDGs該当項目:

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

③ 高齢者福祉の充実



基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域が一体となって、暮らしを支える体制づくりを推進するとともに、介護や支援が必要な方の生活を支える介護サービスの充実を図ります。

また、いつまでも自分らしく、いきいきと暮らせるよう、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

施策の方向性(現状と課題)

●暮らしを支える体制づくりの推進

地域における支えあいによるまちづくり※の核となる、ささえあい協議会※が設置され、地域の福祉課題が整理されてきている中、課題の解決に向けて、関係機関がそれぞれの役割を担い、新たな生活支援サービス※などの取組を進めることが求められています。また、認知症高齢者が増加する中、認知症に対するさらなる理解の普及と、家族への支援や地域全体で支える体制の確立が求められています。

●介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、ケアマネジャーなどを中心とした相談支援体制の充実をはじめ、在宅医療・介護連携の体制や介護施設の計画的な整備を進めることが重要です。また、介護保険制度の適正な運営のもと、一人一人の暮らしに沿ったきめ細やかな支援が求められています。

●高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

高齢化の進行に伴い、医療や介護を必要とする高齢者が増加することが見込まれています。このことから、フレイル※予防をはじめ、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な取組の推進が重要となっています。また、高齢者がいきいきと暮らし続けられるよう、地域社会へ積極的に参加できる環境づくりや、生きがいとなる活動の促進を図ることが重要です。

※まちづくり:

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

※ささえあい協議会:

中学校区ごとに、高齢者の生活支援体制の充実・強化を図るため、町内会、民生児童委員、ボランティア、民間事業所等の多様な主体が参画し、関係団体間のネットワーク化や、生活支援の担い手の養成、サービスの開発などを進めるための協議体。

※生活支援サービス:

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するために、地域の実情に応じて住民等が主体となって提供するサービス。

※フレイル:

要介護状態に至る前段階として位置付けられており、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自律障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスクな状態を指す。



いきいき百歳体操

(2) 健康づくりや地域医療を充実する

① 健康の保持・増進

基本方針



子どもから高齢者まで、ともに支えあい、誰一人取り残すことなく、健やかに暮らすことができるまちをめざし、市民一人一人の価値観やその人らしさを重視した健康づくりとライフステージ※に応じた食育※を推進するとともに、保健予防活動の充実を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

● 健康づくりの推進

生活習慣病の発症や重症化の予防が健康課題であり、健康教育や健康相談の充実を図るとともに、健康づくりのための運動を促進することが重要です。

「健康増進法」の改正や「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例」の改正に伴い、本市の公共施設をはじめ、様々な施設等で禁煙化が進みました。

しかしながら、たばこによる健康被害をなくすためには、あらゆる主体がそれぞれの役割と責任のもと、受動喫煙の防止だけでなく、喫煙者への禁煙の推奨に取り組むなど、たばこ対策を推進することが必要です。

本市の自殺者数は、平成22(2010)年をピークに一旦減少傾向になりましたが、近年は、40歳未満の若年層や60歳以上の高齢者を中心に、再び増加傾向がみられます。

誰もが自殺に追い込まれない社会を実現するためには、多様な主体による連携の強化、自殺対策を支える人材の育成など、総合的な自殺対策の推進が必要です。

● 食育の推進

食生活が生活習慣病と密接な関係があることから、商業施設や多様な主体等と連携した普及啓発などにより食育への関心を高め、ライフステージに応じた適切な食生活の促進に取り組むことが重要です。

● 保健予防活動の充実

本市の特定健康診査※の受診率及び特定保健指導※の実施率は県平均を下回っています。健康寿命※の延伸に向けて、受診率や実施率の向上に取り組むとともに、レセプト及び健診情報等のデータを分析・活用した効果的・効率的な保健事業を実施することにより、自らが健康状態の把握に努められるよう、疾病予防を促進することが重要です。

※SDGs該当項目：

- ❶ 貧困をなくそう
- ❷ 飢餓をゼロに
- ❸ すべての人に健康と福祉を
- ❶⑦ パートナリシップで目標を達成しよう

※ライフステージ：

人の一生を段階ごとに区分したもの。通常は、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分ける。

※食育：

現在および将来にわたり、健康で文化的な国民の生活や豊かで活力のある社会を実現するため、様々な経験を通じて、国民が食の安全性や栄養、食文化などの「食」に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

※特定健康診査：

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の予防を図ることを目的とした健康診査。国民健康保険や健康保険組合などが、40歳から74歳までの加入者を対象に実施する。

※特定保健指導：

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して行う生活習慣を見直すサポート。

※健康寿命：

平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から、衰弱・病氣・認知症などによる介護期間を差し引いたもの。

※SDGs該当項目:

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナースHIPで目標を達成しよう

2 地域医療の充実



基本方針

市民が住み慣れた地域で、いつでも安心して医療を受けられるよう、医師会などの関係機関と連携した取組の推進と、医療機関相互の連携強化による救急医療体制の充実に努めます。

施策の方向性(現状と課題)

● 地域医療体制の充実

高度急性期・急性期を担う病院として加古川中央市民病院が開院され、地域の医療機関や訪問看護ステーション、在宅医療・介護連携支援センターなど関係機関との連携の強化が図られている中、地域完結型医療体制の充実に向け、引き続き取り組むことが求められています。

● 救急医療体制の充実

夜間や休日、小児二次救急体制について、医療機関の連携が図られている中、一次救急医療※の定点化に向けた取組を着実に推進することが重要です。

また、不要不急な受診を減らすため、引き続き、市民に向けて適正受診の普及啓発に努める必要があります。

※一次救急医療:

比較的軽症な救急患者を受け持つ医療。



加古川中央市民病院

(3) 市民生活の安全・安定を確保する

① 危機管理体制の充実



基本方針

自然災害をはじめとするあらゆる危機事象から、市民の生命と財産を守り、安全・安心が確保されるよう、多様な主体による総合的な危機管理体制の確立を図ります。

また、市民一人一人の防災意識を高め、災害予防対策や災害時対策を推進します。

施策の方向性(現状と課題)

● 総合的な危機管理体制の確立

近年、台風の大型化や局地的豪雨が頻発していることや、今後30年以内に南海トラフ地震[※]が発生する確率が80%と予測されていることなどから、災害発生を前提とした平時からの備えの重要性が高まっています。

そのような中、「加古川市強靱化計画」に基づく事前防災・減災、迅速な復旧・復興に資する施策に取り組むことが重要です。

また、これまでのあらゆる災害の教訓から、災害情報伝達手段の多様化が必要とされ、防災アプリの導入などを進めてきました。

今後も、ICT[※]の活用など多様な伝達手段の構築に努めるとともに、災害時における適切な情報収集及び迅速かつ効果的な伝達手段の確保が求められています。

● 災害予防対策の推進

避難行動要支援者[※]の把握と町内会や自治会などへの名簿の情報提供を進めるとともに、自主防災組織[※]の活動に対する継続的な支援を実施しています。災害時の被害を最小限にするためにも、組織のさらなる活性化を図ることが大切です。

避難者の健康を守るため、避難所の適切な運営を確保することはもとより、地域主体の防災訓練の促進を図るとともに、新たな浸水想定に基づく「加古川市総合防災マップ」を活用した出前講座などで避難所等の位置や避難経路について啓発し、非常時に適切な行動ができるよう、平時から市民の防災意識を高めるための支援が重要です。

● 災害時対策の推進

様々な危機事象に対しては、「加古川市国民保護計画」や「加古川市地域防災計画」などにに基づき、迅速かつ的確な情報伝達や適切な避難所開設など、関係機関との連携・協力のもと、被害を最小限に抑える対策を講じることが必要です。

また、大規模災害等の発生時には、国、県、他の自治体、民間事業者、町内会や自治会等との連携・協力により、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理することが求められます。

※SDGs該当項目：

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

※南海トラフ地震：

南海トラフ（東海地方から紀伊半島、四国にかけての南方の沖合約100kmの海底にある延長700kmの溝）沿いで発生する地震。最大でマグニチュード8.0～9.0クラスの地震が発生するとされ、今後、30年以内に70～80%程度の確率で発生すると想定される。

※ICT(情報通信技術)：

Information and Communication Technologyの略称。情報通信に関する技術、サービス等の総称。

※避難行動要支援者：

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。

※自主防災組織：

防災に関する住民の責務を果たすため、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する組織。

※SDGs該当項目:

- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

※常備消防:

市町村に設置された消防本部及び消防署のこと。

※救急救命士:

厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者。

※AED(自動体外式除細動器):

Automated External Defibrillator の略称。正常に血液を送り出すことができなくなった心臓停止状態にある心臓に対し電気ショックを与えて救命するための機器。

※心肺蘇生法:

胸を強く圧迫したり、息を吹き込むことによって、止まってしまった心臓や呼吸の動きを助ける方法。

※障がい:

本市では、人を意味する場合には、「障がい者、障がいのある人」とひらがなで表記している。なお、法令や固有名詞などは「障害」と漢字で表記している。

2 消防・救急体制の充実



基本方針

市民の生命と財産を守るため、消防体制の充実や火災予防の推進を図るとともに、救急・救命体制を充実するなど、総合的な消防・救急体制を確立します。

施策の方向性(現状と課題)

● 消防体制の充実

災害の多様化・大規模化に対し、必要な知識・技術の高度化が進んでいる中、より迅速な救急・救命活動を行うため、消防・救急隊員の活動能力の向上はもとより、消防・医療・福祉行政機関等との連携が重要です。

地域における消防防災のリーダーとなる消防団については、各種訓練や講習を通じ、地域防災力の向上が図られています。今後、消防団と常備消防※のさらなる連携の推進が重要です。

● 火災予防の推進

近年、出火件数は横ばいで推移する中、出火件数の減少に向けて、住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理の周知・啓発を行うほか、事業所に対する適切な査察の実施が必要です。

● 救急・救命体制の充実

救急出動件数に加え、搬送人員が増加傾向にあります。

高齢化の進行等により、救急救命需要が一層増加する可能性が高く、予防救急や救急車の適正利用についての啓発が求められています。

また、救急救命士※の養成やAED(自動体外式除細動器)※を使用した救命講習会等を定期的に行っています。引き続き、AEDを用いた心肺蘇生法※など応急手当のさらなる普及啓発に取り組むことが重要です。

一方、聴覚や言語等の機能障がい※のある人や外国人など、誰もが緊急通報・連絡ができる手段の充実を図ることが重要です。



総合防災訓練

③ 防犯・交通安全対策の推進



基本方針

犯罪や交通事故のない「安全・安心」なまちをつくるため、子どもや高齢者を見守り、市民の防犯・交通安全意識の向上に努めるとともに、地域における防犯活動や警察など関係機関と連携した防犯・交通安全対策を推進します。

施策の方向性(現状と課題)

● 見守りカメラ・見守りサービスの効果的な運用

通学路周辺や幹線道路※ 沿いへの見守りカメラ※ の設置や、民間事業者との連携による見守りサービス※ を導入するなど、防犯対策を講じてきたこともあり、近年、刑法犯認知件数は減少傾向にあります。

このような中、刑法犯罪のさらなる減少に向けて、見守りカメラ・見守りサービスを効果的に運用することが求められています。

● 地域における防犯活動等の推進

市内の各地域では、「一戸一灯防犯運動※」や防犯・交通パトロールの実施、防犯カメラの設置など、様々な防犯・交通安全活動に取り組まれています。

一方で、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、地域の担い手が不足しつつあります。

このような中で、地域が継続的に防犯・交通安全活動を実施することができるよう支援することが求められています。

● 交通安全教育・啓発の推進

交通人身事故発生件数は減少傾向である一方、全体に占める高齢者や自転車関係する事故の割合が増加傾向にあります。

こうした中、幼児から高齢者まで幅広い年代を対象とした交通安全対策の推進や、交通ルールの遵守徹底に向けた関係機関との連携の強化が求められています。



登校中の児童と見守りカメラ

※SDGs該当項目：

- ③ すべての人に健康と福祉を
- ⑤ ジェンダー平等を実現しよう
- ⑪ 住み続けられるまちづくりを
- ⑱ 平和と公正をすべての人に
- ⑱ パートナリーシップで目標を達成しよう

※幹線道路：

都市間や市内の各地域の交通を担い、主要な骨格となる道路。

※見守りカメラ：

犯罪の抑止や事件等の早期解決を図ることを目的に、市内の通学路、学校及び公園周辺、主要道路の交差点などを中心に市が設置した、ビーコンタグ検知器を内蔵した防犯カメラ。

※見守りサービス：

ビーコンタグを持った対象者の位置情報履歴を保護者や家族のスマートフォン等にお知らせするサービス。ビーコンタグから発信される電波は、市内各所に設置された見守りカメラや市の公用車、郵便バイク、かがわアプリをインストールしたスマートフォンなどで検知される。子どもや認知症のため行方不明となる恐れのある高齢者の見守りサポート等を目的とした、加古川市と複数の事業者で取り組んでいる官民協働事業。

※一戸一灯防犯運動：

各家庭や事業所で、門灯や玄関灯を点灯して屋外を明るくし、街頭犯罪や侵入盗、性犯罪を防ごうという運動。

※SDGs該当項目:

4 質の高い教育をみんなに
17 パートナースhipで目標を達成しよう

※未成年者取消権:

未成年者が法定代理人の同意を得ずに結んだ契約は、取り消すことができる権利。

4 安全・安心な消費生活の推進



基本方針

消費者の主体的な選択・行動による、安全・安心な消費生活の実現をめざし、市民一人一人のよりよい消費生活に向けた意識の向上や知識の習得に向けた取組を支援するとともに、関係機関との連携による消費者被害の未然防止を図ります。

施策の方向性(現状と課題)

● 消費者教育の推進

成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳の若者が「未成年者取消権[※]」の保護の対象外となり、低年齢層における消費者トラブルの増加が懸念されます。

こうした中、各世代の特性や生活シーンに応じた消費者教育を実施することが重要です。

● 消費者保護対策の充実

身に覚えのない架空請求やインターネットに関連するトラブルなど、消費者トラブルの多種多様化が進んでいます。とりわけ高齢者からの消費者相談が増加しており、実際の被害も発生している状況です。

このような中、消費者被害を未然に防止するため、消費者が正しい知識を習得し、適切な消費者行動が選択できる環境づくりを行うとともに、関係機関と連携した見守り体制の強化や相談体制のさらなる充実が必要です。



消費者トラブル未然防止に関する啓発

⑤ 就業機会の確保と労働環境の向上

基本方針

市民が安心して働き、仕事と生活の調和がとれた暮らしを営むことができるよう、関係機関と連携した就業機会の確保を図るとともに、働きやすい環境づくりを進めます。

施策の方向性(現状と課題)

● 就業支援の推進

本市においては、就業を機に市外に転出する若者の割合が高くなっていることから、若年勤労者の市内定着や転入促進を図るとともに、中小企業等と大手企業との賃金格差の是正を目的とした様々な施策に取り組んできました。

全国的には生産年齢人口[※]が減少する一方、女性や高齢者の就業率は上昇傾向にあります。また、非正規雇用労働者が増加傾向にあり、その中でも不本意非正規雇用労働者[※]は一定の割合を占めています。

このような中、学生をはじめとした求職者と企業とのマッチングや、非正規雇用労働者や就労していない若者など、多様な働き手に対する就業機会の確保が求められています。

● 労働環境の向上

働く人の健康増進や仕事に対するモチベーションの向上を図ることが求められている中、福利厚生の拡充や魅力的な職場づくりに取り組むことが重要となっています。

● 働き方改革の推進

ライフスタイル[※]に合わせた働き方や、育児・介護との両立など、働く人のニーズは変化しています。とりわけ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施された出社制限に伴う在宅勤務(テレワーク[※])や時差出勤等の導入は、企業や労働者の意識を大きく変化させました。

今後、ますます働き方改革の推進やワーク・ライフ・バランス[※]の実現に向けた取組を加速させることが求められています。



JOBフェア(合同就職面接会)



※SDGs該当項目：

- 1 貧困をなくそう
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

※生産年齢人口：

年齢別人口のうち、生産活動の中心となる年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口がこれに該当する。

※不本意非正規雇用労働者：

正規の職員・従業員の仕事がないことを主な理由として非正規雇用の職についた人。

※ライフスタイル：

個人や集団の生き方。単なる生活様式を超えて、その人らしさを示す際に用いられる。

※テレワーク：

ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

※ワーク・ライフ・バランス：

一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

